

第7章 緑の配置方針

7-1 系統別の配置方針

「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観系統」の4系統の機能に大別し、それぞれの機能を有する緑地の配置方針を設定します。

1 環境保全系統の配置方針

◇都市の骨格となる緑地や身近な市街地内の小規模な緑の保全・創出、生物多様性の確保に向けた生息環境の保全・再生、環境への負荷の軽減を図る緑地の保全と緑化など、都市の環境保全上の機能を発揮する緑地の配置方針を設定します。

①都市の骨格となる緑の保全

- ・多度山をはじめとする養老山系からつながる 東員町との境界部の樹林地や大山田地区北西部、播磨地区北東部の丘陵地等の樹林地、市域南部の市街地を縁取る樹林地や市街地内にまとまって残る社寺林などは、桑名市内を面的、連続的につなげることができる緑として、また都市の骨格を形成する貴重な緑として保全していきます。
- ・多度山については、松枯れや鳥獣害の被害を防ぐとともに、多様性と魅力ある樹林地への再生を図るなど、適正な保全と維持管理に努めます。
- ・都市の骨格となるこれら貴重な緑については、都市計画緑地の指定をはじめ、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林区域、河川区域などの地域制緑地の指定により今後も保全に努めます。

②都市の骨格となる水辺の保全

- ・木曽三川は桑名市を縦断し、山と海、市街地をつなぐ水辺の骨格であり、ヨシ原や干潟など水際の自然環境の保全再生を図ります。

③生態系ネットワークの形成

- ・生物の生息環境となっている樹林地、河川やため池などの水辺地、農地などの緑を保全するとともに、新たな緑地の整備や道路や河川などの緑化などを推進し、水と緑の連続性を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。
- ・これらの緑地については施設緑地に取り込むことにより保全を図ります。

④田園地帯の保全

- ・市街化区域内の生産緑地や市街化調整区域内の揖斐川や長良川、員弁川沿いなどに広がる農地は、良好な都市環境の形成に向けて保全を図っていきます。これらの農地については、地域制緑地として適正な保全に努めます。

⑤水辺環境の保全

- ・市内を流れる河川やため池は、市民に安らぎとうるおいを与える水辺環境として、また都市における生態系の維持を図っていくうえでの貴重な環境（ヨシ原など）として、施設緑地に取り込むことによって保全を図っていきます。また、生活排水等の流入による水質汚濁を抑制し、河川浄化を図るとともに、河川やため池の周辺に並木整備を行っていくなど水辺環境の魅力向上を検討します。

⑥歴史・風土環境の保全

- ・貴重な自然林として残っている社寺林や天然記念物となっている芳ヶ崎のクロガネモチや長島の大松、多度のマメナシ（イヌナシ）の自生地など、文化財として指定されている樹木があり、これらの貴重な巨木や社寺林等の保全を図ります。
- ・また、優れた歴史風土を有する高塚山古墳などの史跡や神社仏閣などは、民間施設緑地及び地域制緑地としてその周囲も含め、今後も良好な環境として保全に努めます。

⑦都市環境への負荷を軽減できる緑地

- ・気温や湿度の調節機能や通風作用を持つ河川などの水面を地域制緑地として保全しつつ、河川敷等の緑化を図ります。
- ・市街地に新鮮で冷涼な大気を供給し、都市環境への負担を軽減するために、風の通り道となる緑地や農地等の適正な保全に努めます。
- ・また、道路における街路樹の整備の推進や住宅地等における屋上緑化や壁面緑化等を促進します。

⑧身近な自然の保全

- ・市街地から見える市街地を取り囲む丘陵地の樹林地や河川の堤防や山の稜線に沿った連続性のある緑などは、市民が身近に自然の豊かさを感じられ、安らぎやうるおい、憩いなどを享受できる緑として重点的に保全・整備します。
- ・丘陵地の樹林地は竹林が荒廃化しており、身近な公園や里山など、市民が親しみの持てる魅力ある施設緑地として保全・整備を検討するとともに、市民のボランティア活動の育成などを図りながら、地権者と市民、行政が協働で市内の竹林や里山等を保全し、質の高い竹林、里山等の確保に努めます。